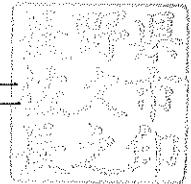




元佐総第302号  
令和2年3月31日

佐久市代表監査委員  
篠原捷四様

佐久市長 柳田 清二



令和元年度定期監査等の監査結果に関する報告に対する対応について（通知）

令和2年2月10日付、元佐監第45号で提出のあったことについて、別紙のとおり通知します。

総務部 総務課  
(課長) 土屋  
(担当) 内藤 (内線423)

# 令和元年度定期監査報告等への対応一覧表

## 定期監査報告

### 1 「共通事項」

項目等	検討・改善事項、意見等	今後の対応・考え方等
(代表) 企画部 契約課	<p>(1) シルバー人材センターへの随意契約に係る予定価格の算定について</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号では、地方公共団体の規則で定める手続きにより、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合の契約について、随意契約によることができるとしています。これにより各課においては、継続的に佐久シルバー人材センターへ業務委託を行っています。</p> <p>当該随意契約は高年齢者の就業機会確保を理由としており、市の利益のみを追求するものではありませんが、シルバー人材センターは民間事業者でもあることから、業務発注時における予定価格の算定にあたっては、経済性の観点からも、他の民間事業者から見積を徴収するなど、委託金額が社会通念上適正であるか機会をとらえて検証することも必要であると考えます。</p>	<p>佐久シルバー人材センターへの業務委託については、高年齢者の就業機会確保を理由とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、多様な業務について随意契約を結んでいます。</p> <p>予定価格が適正であるかの検証は、機会をとらえて実施していきます。</p>
(代表) 会計局 会計課 総務部 総務課	<p>(2) 適正な時期の支出負担行為決議書の起票について</p> <p>これまでの定期監査においても繰り返し改善を求めてきたところではありますが、本年度の監査においても業務を執行しているにもかかわらず、支出負担行為の伝票処理を行っていない事例が見受けられました。</p> <p>この処理の欠如は内部統制のうち内部点検体制の不備につながり、支払い漏れ等の発生の原因となりますので、地方自治法第232条の3及び佐久市財務規則第60条を遵守し、適正時期の起票について更なる徹底を図ってください。</p>	<p>府内 LAN 及び会計事務処理マニュアル説明会等を通じて、指摘の点を踏まえ、支出負担行為決議書の適正な時期での起票の徹底を図り、支払漏れがないよう、また今回の指摘に限らず、一般事務処理に対する意識を高めていきます。</p>

## 2 「個別事項」

項目等	検討・改善事項、意見等	今後の対応・考え方等
総務部 臼田支所	<p>(1) 堆肥製造センターの管理について</p> <p>堆肥製造センターは、昭和53年から施設を更新しながらも40年以上稼働しており、運転や受付等の日常の管理は民間事業者に委託している状況です。</p> <p>現在は、指定管理者制度を導入し事務の効率化等を推進するため準備を進めているということです。</p> <p>指定管理による経費削減や事務効率化は当然重要ですが、畜産農家や人口の減少によりセンターの設立当初とは状況が変化していると考えられますので、長期的な臼田地区の生ごみ処理計画も見据えながら、民間の能力やノウハウを活用し住民サービスの向上が図られるように準備を進めてください。</p>	<p>堆肥製造センターの施設運営については、指定管理者制度の導入により事務の効率化はもとより、民間の能力やノウハウを活用するとともに、畜産農家や人口の減少などの状況変化を見据えながら利用者のニーズに対応した住民サービス向上に努めていきます。</p> <p>また、循環型農業、生ごみ堆肥化について第二次佐久市総合計画に沿って推進していきます。</p>
企画部 広報情報課	<p>(1) 佐久市まちづくり活動支援金事業について</p> <p>佐久市まちづくり活動支援金の交付決定事業数及び支援金総額は、平成28年度をピークに減少が続いています。</p> <p>傾向として、補助率が高い支援を受けられる長野県の元気づくり支援金を活用している団体が多くあるようですが、協働のまちづくりの担い手となる市民を支援するためには身近な制度の充実も不可欠です。</p> <p>市民が活用しやすい支援金制度となるよう、他市の類似制度等も参考に、補助率や申請受付期間等の見直しを検討してください。</p>	<p>協働のまちづくりを進めるため、まちづくり活動支援金については、継続して見直しをしています。</p> <p>平成30年度に市民活動団体にアンケート調査を行い、令和元年度は申請受付を3月上旬に前倒し、4月から事業実施できるようにしました。さらに県や他市等の状況を調査して、令和2年度より以下のとおり見直しを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①新たに重点的に推進する事項（テーマ）を設定する。</li> <li>②上記テーマに該当する事業に対して補助率を3／4以内、上限150万円とする。</li> <li>③団体によるプレゼンテーションは実施せず書類による審査を実施する。</li> <li>④特に優良と認められた事業について表彰を実施する。</li> </ul> <p>今後も引き続き、市民の皆さまが活用しやすい支援金制度となるよう取り組んでいきます。</p>

## 2 「個別事項」

項目等	検討・改善事項、意見等	今後の対応・考え方等
市民健康部 人権同和課	<p>(1) 住宅新築資金等貸付事業の未収金対策について</p> <p>住宅新築資金貸付金については、債務者の調査や折衝を強化し、債権回収に積極的に取り組まれた成果として近年収納率は向上してはいますが、依然として滞納金額が多額となっている状況です。</p> <p>件数も多いためケースが多様化していることから、折衝のためには専門的な知識が必要不可欠です。</p> <p>弁護士等への相談料等必要な予算措置を計画的に行い、業務を進められるようにしてください。</p> <p>また債務者との折衝状況により、裁判所を通じた法的対応や、佐久市債権管理条例による不納欠損処理を適正に行い、収入未済額の縮減に努めてください。</p>	<p>住宅新築資金等貸付金の未収金の解消に向け、今後も重点対応策として、残高通知・催告書を年4回発送し、通年での人権同和課職員による滞納整理では、主債務者との償還相談及び指導、相続人及び連帯保証人への折衝や、運動団体役員と長期滞納者への折衝を行い、引き続き徴収率の向上に努めます。</p> <p>また、主債務者の高齢化や死亡等ケースが多様化していることから、府内関係部課と情報を共有しながら、専門的な知識が必要な案件については弁護士相談等も有効に利用し、的確な対応に努めていきます。</p> <p>債務者との折衝状況により、裁判所を通じた支払督促等の法的対応や佐久市債権管理条例による不納欠損処理について、引き続き精査しながら検討を進めていきます。</p>
環境部 環境政策課	<p>(1) 次世代自動車充電器のPRについて</p> <p>電気自動車など次世代自動車の更なる普及を促進し、二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図ることを目的として、本年度新たに道の駅ほっとぱーく浅科に次世代自動車充電器を設置し、市が保有する電気自動車の充電施設は2か所となりました。</p> <p>しかしながら、昨年度から市役所本庁舎南棟に設置している充電器の利用実績はひと月に数台程度です。</p> <p>市の収入の増加を目的としたものではありませんが、充電器の利用率の向上が普及の一つの目安ともなりますので、施設の一層のPRに取り組んでください。</p>	<p>次世代自動車充電器の利用実績について、ひと月に数台程度とのご指摘でございましたが、報告いたしました数値が誤っておりました。正しくは、設置開始の3月から10月の平均で、1日あたり3.67台、1ヶ月あたり99.5台でございました。</p> <p>現在（令和2年2月）は、1日あたり5.67台、延べ153台と利用台数は伸びてあります。今後は、正確な数値の把握、報告に努めます。</p> <p>次世代自動車充電器のPRについて、現在、市のホームページや充電器の使用に関する提携契約を締結している、合同会社日本充電サービスの充電スポットMAPへの掲載を行っているほか、Googleマップなどにも位置情報を反映しております。</p> <p>また、市役所本庁舎南棟に設置しました充電器も、設置以来利用回数が増えており、広報等の効果が表れております。今後も、広報や充電器設置場所の掲載が可能なホームページなどを利用し、PRするとともに、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車といった次世代自動車の普及を図り、低炭素社会の実現に向け取り組んでいきます。</p>

## 2 「個別事項」

項目等	検討・改善事項、意見等	今後の対応・考え方等
建設部 土木課	<p>(1) 北中込駅前広場の管理について</p> <p>北中込駅前広場は平成30年度末までの5年間、地元企業が指定管理者となり管理をしてきました。</p> <p>しかしながら今年度は指定管理の応募がなく、土木課が直接管理をしている状況です。</p> <p>広場の利用者の利便性の向上及び通常業務に加え災害復旧業務も多忙となっている事務職員の負担軽減のため、来年度は指定管理の再度の検討はもとより、業務委託やアダプトシステムの導入ができないか地域の団体等への働きかけ等、引き続き取り組んでください。</p>	<p>今回、辞退された企業の理由も確認しており、その内容についても検討した中で、近隣の企業1社、区2地区への打診を行いましたが、応募はありませんでした、令和元年度においては、管理係で直接管理を行っています。</p> <p>今後、指定管理業務内容を精査し、業務内容の検討を行い、指定管理者制度としての事務と直営としての事務のどちらが適切なのか、最良の管理方法を考えていきます。</p>
学校教育部 学校教育課	<p>(1) 備品台帳の整備について</p> <p>複数の学校において、備品として購入している児童用の学習ソフトが備品台帳に記載されていませんでした。</p> <p>ソフトのライセンスが1年間で切れるためこれまで記載してこなかったという説明がありましたが、備品として購入しているからには、佐久市財務規則及び佐久市立小・中学校物品管理規程に基づき適正に台帳に記載するようしてください。</p>	<p>備品台帳の整備については、これまで学校事務担当者会議等で「購入の都度、備品台帳整備を行うこと」と指導してきました。</p> <p>今回、ソフトのライセンスが1年間ということで、財務規則が定義する「長期間」に該当しないのではないかとの認識から備品台帳に記載していない学校が複数ありました。しかしながら、備品の名目で購入していることから、指摘のとおり、佐久市財務規則及び佐久市立小・中学校物品管理規程に基づき、適正に台帳に記載するよう徹底していきます。</p>
社会教育部 中央公民館	<p>(1) 公民館講座への参加促進について</p> <p>各地区の公民館では、年間を通して市民を対象に様々な分野の公民館講座を開催していますが、男性や若い世代の参加が少ない状況です。</p> <p>各種講座の開催にあたっては、これまで市民のニーズを捉えながら実施しているものと思慮されますが、今後はこれまで以上に男性や若い世代が足を運びたくなるような講座が開催されるよう、開催時期等を含め検討するとともに、併せてPRの充実も図るなど、幅広い世代の市民が集う多様な学習機会の提供に努めてください。</p>	<p>これまでの講座参加者のアンケート調査を踏まえ、男性に人気のある「歴史講座」や「野外学習講座」を増やすとともに、新たに「健康麻雀」「ボランティア講座」「スマホ教室」など、より男性が興味を持つような講座を計画し、男性参加者の増加に取組んでいきます。</p> <p>また、若い世代（子育て世代）の参加者を増やすため、夏休み中に子どもを対象に実施する「夏の子ども公民館」の講座を、土日祝日の開催で計画し、大勢の親子がふれあい若い世代が参加しやすい環境を整えていきます。</p> <p>加えて市広報誌「SAKUライフ」、市ホームページやSNSを活用するなどのほか、民間の広報媒体（無料広告）を有効的に活用したPRを行い、幅広い世代の市民が「つどい」「まなび」「つながる」ための多様な講座を企画し、市民の学習機会の提供に努めていきます。</p>